**取引基本契約書**

買主○○（以下「甲」という）と売主○○（以下「乙」という）は、以下に定める注文品について、本契約の約定に基づき、継続的に乙から甲に販売することに関して合意する。

第１条（基本合意）

本契約に基づき、甲乙は共同の利益の増進と円滑な取引の維持を図る目的の下、乙は注文品を甲に継続的に売却し、甲は注文品を乙から継続的に購入することを約する。

第２条（適用範囲）

１　売買契約（以下「個別契約」という）については、本契約の各条項を適用する。但し、個別契約において本契約と異なる定めをしたときは、個別契約の定めが優先して適用される。

２　注文品の範囲については、甲乙の協議のうえ定める。

第３条（個別契約の成立）

　個別契約は、甲が指定した事項を明示した所定の文書（Emailを含む。以下同様）によって乙に発注し、乙がこれに対して承諾する旨の文書を甲に送付し、文書が甲に到達した時に成立する。

第４条（納品）

　乙は、個別契約の定めに従って、注文品を納品する。

第５条（受入検査）

１　甲は、個別契約・関係法規および乙の定める検査基準に基づき、注文品受領後○営業日以内に受入検査を行い、乙に対してその結果を通知する。

２　第１項の受入検査の結果、注文品が不合格となったときは、甲はその旨を第１項の期間内に乙に通知するものとする。

３　第２項の通知を受けたときは、乙は、甲に対して乙の費用で直ちに代品の納品、注文品の修理又は部品の交換を行う。

４　甲が、第１項の期間内に、第１項の通知を行わなかったときは、当該注文品は検査に合格したものとみなす。

第６条（代金の支払）

１　甲は、乙に対し、前条の検査に合格した注文品の代金については、毎月末日（以下「締め日」という）にて翌月○○日までに、乙の指定する口座に支払を行う。振込送金に関する費用は、甲の負担とする。

２　乙は、相手方に対して有する債権と、相手方に対して負担している債務とを、弁済期にあるか否かを問わず、いつでもこれを対等額で相殺することができる。

３　甲が代金の支払を怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年○○％の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第７条（所有権の移転）

１　本件注文品の所有権は、第５条の受入検査に合格した時に乙から甲に移転する。ただし、乙が引き取った不合格品については、乙が引き取る旨の意思表示をした時に、甲から乙に移転する。

２　代金の支払が完了するまで商品の所有権が移転しない旨の特約がある場合には、その特約による。

第８条（危険負担）

甲乙双方の責めに帰すべき事由以外の事由による注文品の滅失、損傷、変質その他の損害は、第４条の納品以前までは乙の、納品以後については甲の負担とする。

第９条（品質管理）

１　乙は、注文品の生産工程において品質保証体制を整備、確率しなければならない。

２　注文品の品質に影響を与える原材料や工程等について変更が必要となった場合、乙は変更について甲の同意を得なければならない。

第１０条（立入検査）

１　甲が必要と認めるときは、甲は、乙の施設において注文品の製造工程その他の製造販売工程における品質管理状況を調査することができる。

２　甲は、前項の立ち入りを行う場合には、乙に対して、立入予定日の１週間以上前に書面により通知して、人数、日時、方法等を協議する。

３　甲が改善点を指摘したときは、乙は速やかに必要な改善を行い、甲にその結果を報告する。

第１１条（契約不適合の責任）

１　甲への引き渡し完了後、目的物に種類、品質又は数量に関しての本契約又は個別契約の内容への不適合が発見された場合、甲は直ちにこれを乙に通知する。

２　前項の発見時期が第３項に定める保証期間内の場合、甲は乙に対し目的物の代金の減額、乙の負担による目的物の修理、代品の納入を求めることができる。但し、当該契約不適合が甲の責に帰すべき事由によることが明らかである場合はこの限りでない。

３　保証期間とは、次の各号に明示した期間をいう。

（1）甲が仕様書等で定めた保証期間

（2）仕様書等に保証期間の定めのない場合は、目的物の引き渡し完了の時から１年

４　第２項による修理、代品納入を実施した場合は、前項に定める期間を再設定するものとし、当該代品の乙から甲への引き渡しが完了した日をもって再設定の開始日とする。

５　第１項の発見時期が第３項に定める期間を経過した場合、乙は甲の指示に従って当該目的物を有償で修理するものとする。

第１２条（製造物責任）

１　乙が納入した目的物の欠陥により、第三者に損害が生じた場合、乙は当該損害を賠償するものとする。

２　前項の場合、乙が賠償すべき損害の範囲については、乙の納入した目的物の寄与の割合によるものとし、甲乙協議の上対応するものとする。

３　乙が納入した注文品により第三者が損害を被った場合、お互いに当該損害が発生した原因調査を協力して行う。

第１３条（支給材の取扱い）

１　乙は、注文品の製造に必要な材料を調達しなければならない。但し、甲は、特に必要がある場合、支給材を有償又は無償で乙に支給することができる。

２　乙は、支給材の引渡しを受けた後、支給材に不適合がないか検査し、不適合がある場合は甲に通知しなければならない。

３　無償支給材の所有権は、全て甲に帰属する。無償支給材の危険負担は、甲に帰属する。

４　有償支給材の所有権及び危険負担は、いずれも乙への引渡しの時に甲から乙に移転する。

５　乙は、支給材について、善良なる管理者の注意をもって管理、使用しなければならない。

第１４条（第三者の権利侵害）

１　乙は、注文品が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、著作権、商標権その他の知的財産に関する権利（出願中のものを含む）（以下「知的財産権」という）を侵害しないことを保証する。

２　甲および乙は、注文品及び注文品の製造方法に関して第三者により知的財産権の侵害を理由に何らかの請求を受けたときは、遅滞なく相手方に通知する。

３　乙は、甲又は第三者に損害が発生した場合には、当該損害を賠償する。

第１５条（再委託）

１　乙は、注文品の製造又は加工の全部または一部を第三者に委託し又は請け負わせる場合、甲の事前の承諾を得なければならない。

２　前項の場合、乙は本契約又は個別契約に基づき乙が負担する義務と同一の義務を当該第三者に負担させるものとする。

第１６条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、相手方の事前の同意を得ずに、本契約及び個別契約により生じた契約上の地位を移転し又は第三者に譲渡し、継承させ又は担保に供することはできない。

第１７条（不可抗力に基づく変更解約）

甲および乙は、天災地変・戦争・内乱・感染症その他の不可抗力により、本契約又は個別契約に基づく全部または一部の義務の履行が不能になった場合には、その責任を負わない。この場合、甲および乙は、相手方との協議の上、本契約又は個別契約の全部または一部の変更もしくは解約をすることができる。

第１８条（秘密保持）

１　甲および乙は、注文品の価格および取引を通じて知り得た相手方の機密情報を秘密として保持する。保持している秘密は、相手方の事前の同意なく、第三者に開示又は漏洩してはならない。

２　第１項に定める義務は、本契約終了後○年間は継続するものとする。

第１９条（有効期間）

　本契約は、令和○○年○月○日より○年間有効とする。

第２０条（契約の解除）

１　甲および乙は、書面による６ヶ月前の通知をもって、本契約を解除することができる。なお、この解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

２　乙は、甲が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第１項の通知を要せず、直ちに本契約を解除することができる。なお、この解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１）　本契約に違反したとき

（２）　監督官庁より営業の許可の取消し等の処分を受けたとき

（３）　支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき

（４）　差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき

（５）　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続開始の申立てを受け、又は自ら申立てを行ったとき

（６）　事業の全部または重要な一部を譲渡、会社合併、分割または解散の決議をしたとき

（７）　その他、前各号に準じる事由が生じたとき

第２１条（期限の利益の喪失）

　当事者の一方が本契約に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知によって、相手方に対して負っている債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第２２条（契約終了後の措置）

１　乙は、本契約が期間満了又は解除により終了した場合、甲から提供を受けた無償支給材等を遅滞なく返還しなければならない。

２　前項の返還に要する費用は、乙の負担とする。

第２３条（損害賠償の範囲）

　甲または乙は、本契約又は個別契約に違反して相手方に損害を与えたときは、相手方に対し、賠償を求めることができる。

第２４条（反社会的勢力の排除）

１　甲および乙は、次の各号の事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

（１）　暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

（２）　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（３）　反社会的勢力に対して資金を提供し、又は便宜を供与しないこと

（４）　反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（５）　その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められるときる行為

２　前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。

第２５条（合意管轄）

　本契約に関連する訴訟については、○○地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２６条（協議条項）

　本契約に定めのない事項及び本契約の解釈につき相違のある事項については、甲及び乙は、信義誠実の精神に基づく協議の上、円満に解決するものとする。

本契約成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印の上、各１通を保有する。

令和○年○月○日

甲　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

乙　所在地

　　会社名

　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印